

産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成の手引

目次

1 制度の概要	1
2 対象者	1
3 報告対象	1
4 提出期間	2
5 提出方法及び提出先	2
(1) ちば電子申請サービス	2
(2) 郵送又は持参（紙提出）	2
6 報告書様式	3
7 記載例	5
<具体例 1（中間・最終処分場に直行する場合のマニフェスト）>	7
<具体例 2（積替保管場を経由した場合のマニフェスト）>	8
<具体例 3（建設廃棄物のマニフェスト）>	9
8 参考	10
<日本標準産業分類>	10
<産業廃棄物等の種類及び体積から重量への換算係数>	12
<表にない主な産業廃棄物の分類>	13
9 問い合わせ先	14

千葉県環境生活部廃棄物指導課

1 制度の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき産業廃棄物管理票の交付者（以下「事業者」という。）は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況に関し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）」（以下「報告書」という。）を作成し、千葉県知事へ提出することが必要です。

なお、電子マニフェストを利用する事業者にあっては、情報処理センターが集計して千葉県知事に報告を行うため、報告書を提出する必要はありません。

2 対象者

千葉県内（千葉市、船橋市又は柏市を除く。以下同様。）に事業場が所在し、マニフェストを交付した事業者（中間処理業者を含む。）

※千葉市内、船橋市内又は柏市内に事業場が所在する場合は、それぞれの市に報告書を提出してください。

千葉市 産業廃棄物指導課 TEL 043-245-5682

船橋市 廃棄物指導課 TEL 047-436-3810

柏市 産業廃棄物対策課 TEL 04-7167-1696

3 報告対象

- 前年度に交付したマニフェストの交付等の状況
- 千葉県内に事業場が複数存在する場合には、それぞれに対して報告が必要（ただし、設置が短期間又は所在地が一定しない事業場にあっては、とりまとめて報告してください。）

4 提出期間

4月1日から6月30日まで

5 提出方法及び提出先

（1）ちば電子申請サービス

千葉県ホームページの「ちば電子申請サービス」から手続を行ってください。報告者は「ちば電子申請サービス」画面の案内に従い、必要事項を入力し、作成した報告書（エクセル（xls）ファイル又はPDFファイル）を添付し、電子届出として送信します。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（マニフェスト報告書）

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41282



（2）郵送又は持参（紙提出）

様式第三号（法定様式）を提出してください。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班

封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

＜留意事項＞

1. 押印は不要です。
2. 交付したマニフェストやその写しなど添付書類は不要です。
3. 控えの受付・返送は行いません。控えが必要な方は事前に、写しをとつてから提出してください。
4. 提出記録を残したい場合は、簡易書留、レターパックなどの方法で提出してください。到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
5. 機械の読み取りに支障の無いよう、他の自治体の様式や提出したものとの流用をせず、ホームページから様式をダウンロードしてください。

6 報告書様式

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>



千葉県知事 殿	報告者 所名	令和 年度	令和 年 月 日																								
産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)																											
<p>廃棄物の處理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場の名称</th> <th>電話番号</th> <th>業種</th> <th>()</th> </tr> <tr> <th>事業場の所在地 番号 産業廃棄物 の種類</th> <th>排出量 (t) 管理票の 交付枚数</th> <th>運搬受託者 の許可番号 運搬受託者の 氏名又は名称</th> <th>運搬先の住所 の許可番号 運搬受託者の 氏名又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事業場の名称	電話番号	業種	()	事業場の所在地 番号 産業廃棄物 の種類	排出量 (t) 管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号 運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所 の許可番号 運搬受託者の 氏名又は名称	1				2				3				4			
事業場の名称	電話番号	業種	()																								
事業場の所在地 番号 産業廃棄物 の種類	排出量 (t) 管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号 運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所 の許可番号 運搬受託者の 氏名又は名称																								
1																											
2																											
3																											
4																											
<p>備考</p> <p>1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。</p> <p>2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。</p> <p>3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。</p> <p>4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。</p> <p>5 連搬又は処分を委託した産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。</p> <p>6 处分場所について運搬を委託し、又は処分を受けた場合又は運搬受託者について同一の運搬受託者についてすべて記入すること。</p> <p>7 区間を区切つて運搬を委託し、又は処分を受けた場合又は運搬受託者について同一の運搬受託者についてすべて記入すること。</p>																											

100

- 備考

1 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

1 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

6 6 各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る場合には記入する必要はないこと。

7 7 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

事業場の名称		排出量 （t）	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者 の名称 氏名又は名称	運搬先の住所 所	处分受託者 の許可番号	处分受託者 の名称 氏名又は名称
番号	産業廃棄物 の種類							
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								

備考

1 この別紙は様式第三号の記載に当たつて行数が足りない場合に使用することができます。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができます。
2 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入すること。

注) 別紙は1枚目（様式第3号）に収まらない場合に使用してください。

7 記載例

事業場名 千葉県、船橋市又は柏市の区域に事業場がある場合		報告者 所住 名 「事業場名稱」を「千葉県内管轄工事」、「事業場の所在地」を「千葉県管轄区域内」と記入してください。		原則、法人名及び法人、代表者氏名のみ記入 実績年度を記入 押印は不要		令和 7 年 4 月 30 日	
建設工事等、短期間の現場が複数ある場合（備考2を参照）は、「事業場の所在地」を記入してください。		日本標準産業分類の中分類の名称を記入してください。					
産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度）		電話番号 ×××		業種 総合工事業 ×××		報告書 印	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書		許可証に記載されている下6桁の番号 を記入してください。		電話番号 ×××		記入欄	
事業場の名称 凸凹化学工業(株)□□工場		運搬受託者の番号 氏名又は名称 運搬受託者の番号 氏名又は名称		受託者の番号 許可の住所 ○市○×0-1-23		受託者の番号 許可の住所 ○市○×0-1-23	
事業場の所在地 千葉県□□市△△500-1		排出量 (t) 産業廃棄物 の種類 番号		管理票の 交付枚数 運搬受託者の 番号 △△△△△ 10 コングリ一 トがら		管理票の 交付枚数 運搬受託者の 番号 △△△△△ 1 自己運搬した場合 自己運搬	
2 廉油		0.2		201△234 (株)△△工業		210-0000 神奈川県○ ○市○×0-1-24	
3 金属くず		15		201△234 (株)△△工業		200-0000 千葉県○○ 市○×100-1	
4 金属くず		6.3		10△1234 □□清掃(株)		200-0000 千葉県○○ 市○×333	
マニフェストの「運搬先の事業場（処分事業場）」欄に記入された住所 ※運搬受託者の所在地ではありません		有償売却した場合 有償売却		有償売却した場合 有償売却		エコ○○(株)	
同じ種類であつても、 処理業者が異なる場合 はそれぞれ別けて入力		トンで記入。立米や個数で把握している場合は、トノに換算する		中古車を記入する場合		から、3月31日までに交付した「産業廃棄物管理票について6月 に記入する必要はない」といふ事	
運搬又は受託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有(ばいじん)等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載することも、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有(ばいじん)等に係るものを見ながらにすること。							
通常は運搬先と同じなので、記入は不要 (備考6を参照)							

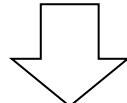
事業場の名称 番号	産業廃棄物 の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者 の氏名又は名称	運搬先の住所 市×××-×-×	運搬先の住所 市×××-×-×	処分受託者 の許可番号	処分受託者 の氏名又は名称	処分場所の住所
5 廃プラス チック類		10	1 1234** 区間1	(株)	○○運輸	260-0000 千葉県××				区間委託の場合、積替 え保管場所を記入
5 区間委託の場合、 区間ごとに段を設 ける			2 345** 区間2	(株)	○○海運	889-0000 宮崎県□△ 郡□△町□△3-4-5				
5			3 456** 区間3	○○陸運(株)		889-0000 宮崎県○×	4567**	○○施設	(株)	
6 がれき類(石 綿含有)				(株)	○○運輸	260-0000 千葉県××	4568**	○○興産	(株)	
7 照明機器 (水銀使用 製品)		1	1 234*** 石綿含有業物、水銀含有 産業廃棄物は別に記入。	(株)海運●●		889-0000 宮崎県□△ 郡□△町□△3-4-5	4569**	○○設備	(株)	
8 ばいじん (水銀含 有)		2	4 345***	○○回運(株)		889-0000 宮崎県○×	4570**	○○建材	(株)	
9										
10										

備考
1 この別紙は様式第三号の記載に当たつて行数が足りない場合に使用することができます。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができる。
2 事業場の名称には、報告書(様式第三号)と同じ名前を記入すること。

<具体例1（中間・最終処分場に直行する場合のマニフェスト）>

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	氏名又は名称 凸凹食品工業(株) 住所 〒260-8667 電話番号 047-1234-5678 千葉県○○市○×1-2-3			氏名 千葉 太郎 支付番号 印	排出事業者	
事業者 排出者 者	名前 児 本 所在地 〒222-2222 電話番号 047-1234-5679 千葉県△△市△△4-5-6			名前 凸凹食品工業(株) □□工場 所在地 〒222-2222 電話番号 047-1234-5679 千葉県△△市△△4-5-6		
産業 廃 棄 物	種類(普通の産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃え物(有害)	4t ②	バラ
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 フラス荷物くず	<input type="checkbox"/> 7010 強火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0300 廉油	<input type="checkbox"/> 1400 紙さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0400 廉酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廉酸(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0500 廉アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん便	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廉アルカリ(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0600 廉プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 廉アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 廉アルカリ(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0700 糙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号液体(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 0900 紙くず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7421 廉石綿等	<input type="checkbox"/>		
<input checked="" type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> 7422 濃度下水汚泥	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 7423 鮫さい(有害)	<input type="checkbox"/>			
産業廃棄物の名前 魚貝類						
有害物質等 ○ 備考・通信欄						
処分方法 火炎.去口						
備考・通信欄						
中間処理 産業廃棄物 □ 個別記載のとおり □ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所 名物/所在地/電話番号 ××処理センター □ 委託契約書記載のとおり □ 当欄記載のとおり 神奈川県○○市○×4-5-6 045-111-2222						
運搬 業者 受託者	氏名又は名称 (有)△△環境 ③			名前 ○○有機(株)○X事業所		
	住所 〒111-2245 電話番号 043-111-2222			住所 〒210-0000 電話番号 044-111-2222		
処分受託者	氏名又は名称 ○○有機(株) ⑤			名前		
	住所 〒210-0000 電話番号 044-222-3333			住所 〒		
運搬業者	氏名 (有)△△環境 山本 口部 受物印			数量(及び単位) 平底 年 月 日		
契約連絡者	氏名 ○○有機(株) ⑤			数量(及び単位) 平底 年 月 日		



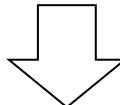
報告者 住所 260-8667 千葉県○○市○×1-2-3 氏名 凸凹食品興業(株) 代表取締役 凸凹太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 ×××(△△△) □□□□									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称 凸凹食品工業(株)□□工場					業種 食料品製造業				
事業場の所在地 千葉県△△市△△4-5-6					電話番号 ×××(△△△) □□□□				
番号	産業廃棄物 の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	動植物性残さ ①	② ⁴	101234△	(有)△△環境 ③	210-0000 神奈川県○○市○×0-1-23 ④	0123△4	○○有機(株) ⑤		

許可番号はマニフェストに記載されていないので、契約書や許可証で確認する

<具体例2（積替保管場を経由した場合のマニフェスト）>

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	号	対担当者	氏名 千葉 次郎	印
事業者	氏名又は名称 凸凹電力(株)	事由	名前 凸凹火力発電所	特記事項
住所	〒260-8667 電話番号 043-2111-9999	提出年月日	所在地 〒222-2222 電話番号 047-1234-5678	
	千葉県○X市○X1-2-3	提出年月日	千葉県○○市○○○4-5-6	
廃棄物種別	種類 もえがら	数量(及び単位)	10t	荷役 1パラ
	産業廃棄物の名前 石炭灰	有害物質等		処分方法 管理型埋立
中間処理者	管理部交付者(部分委託者)の氏名又は名称及び管理部の交付番号(登録番号)			
登録番号	<input type="checkbox"/> 船舶記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
最終処分場所	名称 ○X処分場 宮崎県○X郡○X町○X5-6-7 0983-77-8888			
運送受託者	氏名又は名称 (株)△△運輸 ①	運送先の	名称 ○X港○X埠頭△△倉庫	
(区域別)	住所 〒260-0000 電話番号 043-123-1234	事業場	所在地 〒260-0000 電話番号 043-223-2111	
	千葉県△△市△△4-5-6	提出年月日	千葉県○X市○X1-2-3 ②	
運送受託者	氏名又は名称 (株)○○海運 ③	運送先の	名称 ○△港○△埠頭	
(区域別)	住所 〒899-0000 電話番号 099-66-7777	事業場	所在地 〒899-0000 電話番号 0993-55-6666 ④	
	鹿児島県○○市○○7-8-9	提出年月日	宮崎県○△郡○△町○△3-4-5	
運送受託者	氏名又は名称 ○○陸運(株) ⑤	運送先の	名称 ○X処分場	
(区域別)	住所 〒890-0000 電話番号 0984-88-9999	事業場	所在地 〒890-0000 電話番号 0983-77-8888 ⑥	
	宮崎県○○市○○1-2-3	提出年月日	宮崎県○X郡○X町○X5-6-7 ⑥	
運送受託者	氏名又は名称 ○○興業(株) ⑦	運送先の	名称	
(区域別)	住所 〒890-0000 電話番号 0984-33-1111	事業場	所在地 〒	
	宮崎県○○市○○4-5-6	提出年月日	電話番号	
運送受託者	氏名 (株)△△運輸 太田○助	運送先の	名称	
(区域別)	提出年月日	提出年月日	提出年月日	
運送受託者	氏名 (株)△△運輸 太田○助	運送先の	数量(支5単位)	
(区域別)	提出年月日	提出年月日	数量(支5単位)	

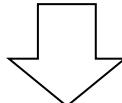


報告者							
住所 260-8667 千葉県○○市○X1-2-3							
氏名 凸凹電力(株) 代表取締役 凸凹次郎							
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)							
電話番号 ×××(△△△)○○○○							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。							
事業場の名称 凸凹火力発電所					業種 電気業		
事業場の所在地 千葉県○○市○○4-5-6					電話番号 ×××(△△△)○○○○		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号
1	燃え殻	10	11234**	① (株)△△運輸	② 270-0000 千葉県○○市○○1-2-3		
1			2345**	③ (株)○○海運	④ 889-0000 宮崎県○△郡○△町○△3-4-5		
1			3456**	⑤ ○○陸運(株)	⑥ 889-0000 宮崎県○○郡○○町○○5-6-7	012△35	⑦ (株)○○興業

区間ごとに段を設ける

<具体例3（建設廃棄物のマニフェスト）>

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト (A)						発行番号 △△-2-14																																															
交付管理者 所属 作業監督者		氏名 千葉太郎		事前登録番号/年月日等 産業00-0000号/平成00年00月00日		排出事業者登録用 (取扱業者一社の場合)																																															
事業者 住所 〒 261-0001 千葉県千葉市中央区市場町10-10 氏名又は名称 △△建設(株) 電話番号 043-223-2656		事業場(併記用) 所在地 〒 261-0001 千葉県△△市△△2-1-1 名称 △△建設(株)△△新築工事作業所 電話番号 047-XXX-XXXX		捺印又はサイン (B1側)	捺印又はサイン (B2側)		捺印又はサイン (D側)	捺印又はサイン (E側)																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">産業廃棄物の種類 (単位:t Kg m³ l)</th> <th colspan="2">形狀</th> <th colspan="2">荷姿</th> </tr> <tr> <th>安定型品目</th> <th>数量</th> <th>安定型品目</th> <th>数量</th> <th>管製品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01コンクリートがら</td> <td>07混合(安定型のみ)</td> <td>11建設汚泥</td> <td>17石綿含有産業廃棄物</td> <td>21砕石等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>02アスコンがら</td> <td>08石綿含有産業廃棄物</td> <td>12紙くず</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>03モルタル</td> <td></td> <td>13木くず</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>04ガラス・陶磁器くず</td> <td>4</td> <td>14繊維くず</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>05廃プラスチック類</td> <td></td> <td>15廃石膏ボード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06金属くず</td> <td></td> <td>16混合(管理区分なし)</td> <td>総重量又は総容量 4</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						産業廃棄物の種類 (単位:t Kg m ³ l)		形狀		荷姿		安定型品目	数量	安定型品目	数量	管製品目	数量	01コンクリートがら	07混合(安定型のみ)	11建設汚泥	17石綿含有産業廃棄物	21砕石等		02アスコンがら	08石綿含有産業廃棄物	12紙くず				03モルタル		13木くず				04ガラス・陶磁器くず	4	14繊維くず				05廃プラスチック類		15廃石膏ボード				06金属くず		16混合(管理区分なし)	総重量又は総容量 4		
産業廃棄物の種類 (単位:t Kg m ³ l)		形狀		荷姿																																																	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管製品目	数量																																																
01コンクリートがら	07混合(安定型のみ)	11建設汚泥	17石綿含有産業廃棄物	21砕石等																																																	
02アスコンがら	08石綿含有産業廃棄物	12紙くず																																																			
03モルタル		13木くず																																																			
04ガラス・陶磁器くず	4	14繊維くず																																																			
05廃プラスチック類		15廃石膏ボード																																																			
06金属くず		16混合(管理区分なし)	総重量又は総容量 4																																																		
中間処理者 産業廃棄物 及び管理票の交付番号(登録番号)						1 標識記載のとおり 2 表記記載のとおり																																															
搬送区分(埋立区分、廃棄等)の場所(予定) 所在地/名称						①委託契約書記載のとおり ②当該記載のとおり																																															
運搬受託者(収集運搬業者)(1)			運搬受託者(収集運搬業者)(2)			搬送先の事業場(処分業者の処理説明)																																															
住所 〒 222-3333 千葉県OO市△△1-2-3 氏名又は名称 OO建設(株) 電話番号 047-111-2222			住所 〒 氏名又は名称 電話番号			所在地 〒 359-0000 埼玉県所沢市OO 〇丁目〇-〇 名称 △△産業処分場 電話番号 04-111-2222 搬送方法 ①陸水②陸空③空陸④空運 5. 6 方法 最終区分 1. 安定型 2. 管理型 3. 通常型 7. 8																																															
運搬受託者(処分業者)			割合又は保管			追加記載事項 手数料用意																																															
住所 〒 359-0000 埼玉県所沢市OO 〇丁目〇-〇 氏名又は名称 (株)△△興業 電話番号 04-111-2222			所在地 〒 電話番号 有価物貯集 1. 有・2. 無																																																		



報告者											
住所 260-0001 千葉県中央区市場町10-10			氏名 △△建設(株) 代表取締役 凸凹三郎			(法人にあっては名称及び代表者の氏名)					
電話番号 ×××(△△△) □□□□											
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。											
事業場の名称	千葉県内管轄工事					業種	総合工事業				
事業場の所在地	千葉県管轄区域内					電話番号	×××(△△△) □□□□				
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称			
1	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	20	501234△	OO運送(株)	359-0000 埼玉県所沢市OO丁目〇-〇	012△35	(株)△△興業				

複数の工事現場の交付状況を合算して記入すること。

8 参考

〈日本標準産業分類〉

日本標準産業大・中分類一覧（第14回改定）

A 農業、林業	29 電気機械器具製造業
01 農業	30 情報通信機械器具製造業
02 林業	31 輸送用機械器具製造業
B 漁業	32 その他の製造業
03 漁業（水産養殖業を除く）	F 電気・ガス・熱供給・水道業
04 水産養殖業	33 電気業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	34 ガス業
05 鉱業、採石業、砂利採取業	35 熱供給業
D 建設業	36 水道業
06 総合工事業	G 情報通信業
07 職別工事業（設備工事業を除く）	37 通信業
08 設備工事業	38 放送業
E 製造業	39 情報サービス業
09 食料品製造業	40 インターネット附隨サービス業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	41 映像・音声・文字情報制作業
11 繊維工業	H 運輸業、郵便業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	42 鉄道業
13 家具・装備品製造業	43 道路旅客運送業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	44 道路貨物運送業
15 印刷・同関連業	45 水運業
16 化学工業	46 航空運輸業
17 石油製品・石炭製品製造業	47 倉庫業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	48 運輸に附帯するサービス業
19 ゴム製品製造業	49 郵便業（信書便事業を含む）
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	I 卸売業・小売業
21 窯業・土石製品製造業	50 各種商品卸売業
22 鉄鋼業	51 繊維・衣服等卸売業
23 非鉄金属製造業	52 飲食料品卸売業
24 金属製品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
25 はん用機械器具製造業	54 機械器具卸売業
26 生産用機械器具製造業	55 その他の卸売業
27 業務用機械器具製造業	56 各種商品小売業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業

58 飲食料品小売業	86 郵便局
59 機械器具小売業	87 協同組合（他に分類されないもの）
60 その他の小売業	Rサービス業（他に分類されないもの）
61 無店舗小売業	88 廃棄物処理業
J 金融業、保険業	89 自動車整備業
62 銀行業	90 機械等修理業（別掲を除く）
63 協同組織金融業	91 職業紹介・労働者派遣業
64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	92 その他の事業サービス業
65 金融商品取引業、商品先物取引業	93 政治・経済・文化団体
66 補助的金融業等	94 宗教
67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	95 その他のサービス業
K 不動産業、物品賃貸業	96 外国公務
68 不動産取引業	S 公務（他に分類されるものを除く）
69 不動産賃貸業・管理業	97 国家公務
70 物品賃貸業	98 地方公務
L 学術研究、専門・技術サービス業	T 分類不能の産業
71 学術・開発研究機関	99 分類不能の産業
72 専門サービス業（他に分類されないもの）	
73 広告業	
74 技術サービス業（他に分類されないもの）	
M 宿泊業、飲食サービス業	
75 宿泊業	
76 飲食店	
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	
79 その他の生活関連サービス業	
80 娯楽業	
O 教育、学習支援業	
81 学校教育	
82 その他の教育、学習支援業	
P 医療、福祉	
83 医療業	
84 保健衛生	
85 社会保険・社会福祉・介護事業	
Q 複号サービス事業	

＜産業廃棄物等の種類及び体積から重量への換算係数＞

産業廃棄物等の種類と体積（立方メートル）から重量（トン）への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)	産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)
燃え殻	1.14	建設混合廃棄物	0.26
汚泥	1.10	管理型混合廃棄物	0.26
廃油	0.90	安定型混合廃棄物	0.26
廃酸	1.25	その他混合廃棄物	(注2)
廃アルカリ	1.13	シュレッダーダスト	0.26
廃プラスチック類	0.35	電池類（水銀使用製品）	1.00
紙くず	0.30	照明機器（水銀使用製品）	0.15
木くず	0.55	医薬品等（水銀使用製品）	0.05
繊維くず	0.12	体温計（水銀使用製品）	0.28
動物性残さ	1.00	血圧計（水銀使用製品）	0.48
動物系固形不要物	1.00	その他（水銀使用製品）	1.00
ゴムくず	0.52	廃自動車	1.00
金属くず	1.13	廃電気機械器具	1.00
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	廃電地類	1.00
コンクリートがら	1.48	複合材（注3）	1.00
アスファルト・コンクリートがら	1.48	感染性廃棄物	0.30
鉱さい	1.93	廃PCB等	1.00
がれき類	1.48	PCB汚染物	1.00
動物のふん尿	1.00	PCB処理物	1.00
動物の死体	1.00	廃水銀等	13.57
ばいじん	1.26	廃石綿等	0.30
処分するために処理したもの（13号廃棄物）	1.00	指定有害廃棄物	(注2)
輸入された廃棄物	(注2)	その他特別管理産業廃棄物	(注2)

注1) 種類及び係数については、環境省通知（H18.12.27環廃産発第061227006号）及び（財）日本産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストの処理に使用しているものを参考とした。

注2) 参考値に換算係数を示していないものについては、種類・形状・形態から判断して換算すること。

注3) 複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分になっているもの。

注4) この換算係数はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

注5) 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それぞれ上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

＜表にない主な産業廃棄物の分類＞

- ・ 混合廃棄物
 - 建設系であれば、建設混合廃棄物
 - 安定型5品目（廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず）のみであれば、安定型混合廃棄物
 - それ以外のものが含まれる場合、管理型混合廃棄物
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等
 - 産業廃棄物の種類の隣にかつて書きで水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等と記載すること。
例：ばいじん（水銀含有）
- ・ 廃石膏ボード
 - ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 紙等の付着がある場合、管理型混合廃棄物
- ・ 蛍光灯
 - 廃電気機械器具
 - 水銀使用製品の場合
照明機器（水銀使用製品）

＜重量（t）への換算例＞

- ・ 廃プラスチック類 2 m³ → 0.7 t
[2 (m³) × 0.35 (t/m³) = 0.7 (t)]
- ・ 廃油 10 ℥ → 0.009t
[10 (ℓ) × 0.001 (m³/ℓ) × 0.9 (t/m³) = 0.009 t]
- ・ 感染性廃棄物 5 kg → 0.005 t
[5 (kg) × 0.001 (t/kg) = 0.005 (t)]

9 問い合わせ先

廃棄物指導課指導企画班または所轄の地域振興事務所にお問い合わせください。

◆◇◆関係問い合わせ先一覧◆◇◆

(1) 県庁 (千葉市、船橋市、柏を除く県下全域)

名 称	電 話	ホーメページアドレス
千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班	043-223-2757	https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/

(2) 地域振興事務所

名 称	所 在 地	電 話	管 轄 す る 市 町 村
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560	047-424-8093	市川市,習志野市,八千代市, 浦安市
	船橋市本町1-3-1フェイス7階		
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560	047-361-2119	松戸市,野田市,流山市,我 孫子市,鎌ヶ谷市
	松戸市小根本7		
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503	043-483-1138	佐倉市,成田市,四街道市,八 街市,印西市,白井市,富里市 ,栄町,酒々井町
	佐倉市鎌木仲田町8-1		
香取地域振興事務所 地域環境保全課	〒287-8502	0478-54-7505	香取市,神崎町,多古町,東庄 町
	香取市佐原イ92-11		
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	〒289-2504	0479-64-2825	銚子市,旭市,匝瑳市
	旭市二1997-1		
山武地域振興事務所 地域環境保全課	〒283-0006	0475-55-3862	東金市,山武市,大網白里市 ,九十九里町,横芝光町,芝 山町
	東金市東新宿1-11		
長生地域振興事務所 地域環境保全課	〒297-8533	0475-26-6731	茂原市,一宮町,白子町,長柄 町,長南町,睦沢町,長生村
	茂原市茂原1102-1		
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212	0470-82-2451	勝浦市,いすみ市,大多喜町 ,御宿町
	夷隅郡大多喜町猿稻472-2		
安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045	0470-22-8711	館山市,鴨川市,南房総市, 鋸南町
	館山市北条402-1		
君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520	0438-23-2285	木更津市,君津市,富津市,袖 ヶ浦市
	木更津市貝渕3-13-34		

(3) 千葉市

名 称	所 在 地	電話番号
千葉市環境局資源循環部 産業廃棄物指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5682

(4) 船橋市

名 称	所 在 地	電話番号
船橋市環境部廃棄物指導課	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-3810

(5) 柏市

名 称	所 在 地	電話番号
柏市環境部産業廃棄物対策課	〒277-8505 柏市柏5-10-1	04-7167-1696